令和　７　年１２月　２　日

〇規則

　小田原市養育医療に関する規則の一部を改正する規則

小田原市養育医療に関する規則の一部を改正する規則

［改正理由］

母子保健法施行規則の一部改正に伴う所要の様式の整備を行う等のため改正する。

［内　　容］

１　母子保健法施行規則の一部改正に伴う様式の整備（改正規則第１条及び第２条関係）

(1) 養育医療券再交付申請書の様式の追加（第２条及び様式第４号の２関係）

養育医療券再交付申請書の様式を定めることとする。

(2) 養育医療給付決定通知書等の様式の整備（様式第４号及び様式第１０号関係）

養育医療券の様式から指定養育医療機関の所在地等の記載欄が削除されることに伴い、養育医療給付決定通知書等についてこれに応じた所要の様式の整備を行うこととする。

２　被保険者証の効力に係る経過措置期間の終了に伴う様式の整備（改正規則第１条関係）

国民健康保険及び被用者保険において被保険者証が効力を有するとされた経過措置期間が終了することに伴い、養育医療給付申請書等についてこれに応じた所要の様式の整備を行うこととする。（様式第１号、様式第４号、様式第５号～様式第７号及び様式第１０号関係）

［適　　用］

１　養育医療給付決定通知書等の様式の整備

令和　８　年　４　月　１　日

２　上記以外

公布の日

小田原市養育医療に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和　７　年１２月　２　日

小田原市長　加　藤　憲　一

小田原市規則第４９号

小田原市養育医療に関する規則の一部を改正する規則

第１条　小田原市養育医療に関する規則（平成２５年小田原市規則第２２号）の一部を次のように改正する。

第２条に次の１項を加える。

４　省令第９条第４項の規定による再交付の申請は、養育医療券再交付申請書（様式第４号の２）により行うものとする。この場合において、養育医療券を破損し、又は汚損したときは、当該養育医療券を添えなければならない。

様式第１号中「被保険者証等の記号及び番号」を「医療保険各法による記号及び番号」に改める。

様式第４号中「被保険者証等の記号及び番号」を「医療保険各法による記号及び番号」に改め、同様式の次に次の１様式を加える。

様式第４号の２（第２条関係）

養育医療券再交付申請書

年　　月　　日

小田原市長　様

保護者　住　　所

氏　　名

電話番号

次のとおり養育医療券の再交付を申請します。

１　対象となるお子さん

（1）住　　所（保護者と異なる場合のみ記入）

（2）氏　　名

（3）生年月日　　年　　月　　日

２　申請理由　□　破損

□　汚損

□　亡失

様式第５号及び様式第６号中「被保険者証等の」を「医療保険各法による」に改める。

様式第７号及び様式第１０号中「被保険者証等の記号及び番号」を「医療保険各法による記号及び番号」に改める。

第２条　小田原市養育医療に関する規則の一部を次のように改正する。

様式第４号中

「

有　効　期　間	年　月　日から　年　月　日まで
診療予定期間（継続診療予定期間）	年　月　日から　年　月　日まで

」を

「

有　効　期　間	年　月　日から　年　月　日まで

」に

改める。

様式第１０号中

「

医　療　機　関（病院・診療所）	名　　称	
	所　在　地	
有　効　期　間	年　月　日から　年　月　日まで	
診療予定期間（継続診療予定期間）	年　月　日から　年　月　日まで	

」を

「

医　療　機　関（病院・診療所）	
有　効　期　間	年　月　日から　年　月　日まで

」に

改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。